

九州大学基金被支援者の支援費用の償還に関する取扱要項

実施：平成24年4月13日

(目的)

第1条 この要項は、九州大学基金（以下「基金」という。）による支援助成事業「若手教職員の長期海外派遣」及び「若手事務・技術教職員の能力開発、教職員の海外派遣等支援」（以下「支援助成事業」という。）の支援費用の償還に関し必要な事項を定めることにより、本学教職員の長期海外派遣及び能力開発・資格を取得するための各種研修等への参加について、その成果を業務に活用させるようにするとともに、寄附者の信頼を確保し、もって九州大学の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「支援費用」とは、旅費、滞在費、研修費として海外派遣、資格取得に必要な費用として支援助成事業で給付されるものをいう。

(支援費用の返還)

第3条 支援助成事業による長期海外派遣の教職員が次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、その者は、それぞれ当該各号に定める金額を本学に償還しなければならない。

- (1) 当該派遣の期間 当該派遣のため基金が支援した支援費用の総額に相当する金額
- (2) 当該派遣の期間の末日の翌日から起算した教職員としての在職期間が3年に達するまでの期間 当該派遣のため基金が支援した費用の総額に、同日から起算した教職員としての在職期間が遡増する程度に応じて百分の百から一定の割合で遡減するように別表の率を乗じて得た金額

2 前項の離職した場合には、死亡により職員でなくなった場合を含まないものとする。

3 第1項第2号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- (1) 国立大学法人九州大学就業規則第12条第1項第1号及び第2号の規定による休職の期間（業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、国立大学法人九州大学就業規則第12条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職期間その他の国立大学法人九州大学職員休職規定で定める休職の期間を除く。）
- (2) 国立大学法人九州大学就業規則第44条の規定による出勤停止の期間
- (3) 国立大学法人九州大学就業規則第39条第1項の規定による育児休業をした期間

(適用除外)

第4条 前条の規定は、支援助成事業による長期海外派遣の教職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合は、適用しない。

- (1) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、国立大学法人九州大学就業規則第17条第2項第2号に掲げる事由に該当して解雇された場合又は同項第5号に掲げる事由に該当して解雇された場合
- (2) 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合
- (3) 他の国立大学法人等の職員となるために退職した場合

(研修等参加者への準用)

第5条 能力開発・資格を取得するための各種研修等への参加について支援を受けた者が第3条

第1項各号に掲げる期間内に離職した場合は、第3条及び第4条に規定する措置に準じて、当該者は、当該研修のために支援した費用の全部又は一部を償還しなければならない。

附 記

この要項は、平成24年4月13日から実施する。

別表

派遣期間終了 後の在職期間	1月	2月	3月	・・・	1年	・・・	2年	・・・	2年 11月
基金が支援し た費用の総額 に乗じる率 (注)	35/36	34/36	33/36	・・・	24/36	・・・	12/36	・・・	1/36

(注) 派遣期間終了後の在職期間が1月遡増すると償還金額が1/36遡減するものとする。